

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十三号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一級の項中
呉市立豊島小学校
東広島市立大田小学校

を

呉市立豊島小学校

に、

世羅郡世羅町立津久志小学校

を

” ” せらにし小学校

世羅郡世羅町立せらにし小学校

に、

” ” 二幸小学校

を

” ” 豊松小学校

” ” 豊松小学校
三和小学校

に、

安芸高田市立高宮学校等給食共同調理場

を

山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場

山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場
” ” 戸河内学校給食共同調理場

に改める。

別表第六の特地学校の項中

東広島市立豊栄小学校
” 小松原小学校

を

東広島市立豊栄小学校

に、

山県郡北広島町立新庄小学校

を

” 神石郡神石高原町立三和小学校

” ” 高蓋小学校

山県郡北広島町立新庄小学校

に、

東広島市豊栄学校給食センター
安芸高田市立美土里学校給食調理場

を

東広島市豊栄学校給食センター

に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。